

平成 29 年 6 月 19 日
米子市議会全員協議会資料

島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画に対する米子市の考え方等について

1 安全協定上の取扱い等に係る経過及び対応

平成 28 年 4 月 28 日、中国電力から、原子力規制委員会に 1 号機廃止措置計画の認可申請を行うに当たって、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づき、本市に対して事前報告があった。

それに対し、平成 28 年 6 月 17 日、鳥取県知事、米子市長及び境港市長の連名で「事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見は留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受けた後に、議会、安全対策協議会等の意見を踏まえ、鳥取県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。」と回答していたところである。

平成 29 年 4 月 19 日、中国電力から廃止措置計画について、原子力規制委員会の認可を受けたとの報告があったことを受け、その可否について総合的に判断するため、慎重かつ丁寧な手続きを行うこととし、

- ・平成 29 年 5 月 16 日 鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議
- ・平成 29 年 5 月 19 日 米子市議会全員協議会
- ・平成 29 年 5 月 26 日 鳥取県原子力安全顧問会議
- ・平成 29 年 5 月 26 日 米子市原子力発電所環境安全対策協議会
- ・平成 29 年 5 月 26 日 鳥取県原子力安全対策合同会議
- ・平成 29 年 6 月 1 日 住民説明会（中電主催）

を開催し、原子力規制庁や中国電力から廃止措置計画の審査結果等について説明を受けるとともに、それに対する議会、市民等の意見、要望を聴き、鳥取県原子力安全顧問の専門的な知見からの報告を受けたところである。

2 廃止措置計画に対する米子市の考え方

鳥取県原子力安全顧問会議からは「中国電力の廃止措置に対する安全対策への取り組みが適切に行われており、また廃止措置の実施段階において、国が保安検査等で適正な履行を確認していくことから、第 1 段階における 1 号炉の廃止措置計画が適正であることを確認した。しかしながら、廃止措置は長期にわたるプロセスであり、使用済燃料の

搬出や低レベル放射性廃棄物の処分等は第2段階以降であるため、第2段階の開始前に改めて確認する必要がある。」との専門的観点からの審査報告があった。また、廃止措置工事中においては、原子力規制委員会が保安検査等を行うこと、廃止措置工事中に計画内容に変更があった場合や第2段階の開始前には、改めて原子力規制委員会による審査が行われ、その審査結果についても原子力規制庁及び中国電力から説明があることを確認した。さらに、廃止措置計画認可申請の事前報告に際して、本市等からの回答に付した要請事項についても適切な対応がなされていることを確認している。

以上のことなどから、安全を第一義とし、慎重かつ総合的に判断した結果、中国電力に対する回答については、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置工事について了解することとする。

一方で、住民説明会等において、新燃料や使用済み燃料の安全管理や、再処理工場の稼働の見通しについての意見があったことから、平成28年6月17日付けの最終的な意見を留保した際に付した要請事項を引き続き申し入れていくこととし、回答には下記要請事項に沿った内容の付帯意見を付して、それらを踏まえて地域住民の安全を最優先に廃止措置を進めてもらうこととする。

以上について、今後とも鳥取県及び境港市、さらには鳥取県を通じて、島根県とも連携して対応していくこととする。

3 中国電力への回答

「2」の米子市の考え方を持って、今後、鳥取県知事、米子市長、境港市長の3者による協議を行い、鳥取県としての最終的な考え方をまとめ、中国電力に回答する。

また、国に対しても、下記要請事項に関する申入れを行う。

さらには、島根県知事に対しても、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きに関する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、中国電力や国に提出した意見と同様の意見を提出する。

4 要請事項

(1) 立地自治体と同等の扱いについて

廃止措置計画の変更や第2段階への移行に際しては、安全協定に基づき、その都度、協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応し、周辺地域の声を反映させること。

(2) 廃止措置内容の説明について

廃止措置の実施状況について、適宜、地域住民及び関係自治体に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

(3) 中国電力の対応について

県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。

(4) 使用済燃料及び新燃料の処分について

使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適性に行うこと。

(5) 放射性廃棄物の処理について

廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。

(6) 安全対策について

廃止措置作業を行う場合は、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講じること。

(7) 放射性物質の漏えい防止対策について

系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(8) 原子力防災対策に係る費用負担について

長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用については、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き、事業者として必要な負担を行うこと。

以上

